

工事 申請要領

建設工事檀原市競争入札参加資格者名簿登録申請要領 (檀原市浄化センター長期包括運営委託事業)

檀原市浄化センター長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に係る総合評価一般競争入札に参加する構成企業のうち、平成 31 年度檀原市入札参加資格者名簿に未掲載の方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

この資格審査申請書類等をもとに資格審査を行い有資格者の決定を行います。

1. 登録資格

以下の条件をすべて満たしている者であること。

- ① 国税を滞納していない者（下記「必要な納税証明書について」参照）。
- ② 檀原市税を滞納していない者（下記「必要な納税証明書について」参照）。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用除外されている者。
- ④ 営業に関し、法令等の規程により許可、登録、認可等を必要とする場合は、それらを申請時において受けている者。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと）。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者。
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑦建設業法第3条の規程による許可を受けている者。

⑧審査基準日が申請年月日の前年1月1日以降の経営事項審査を受けている者。

2. 申請方法

本事業の募集要項に示す資格審査申請書類と共に持参により提出してください。郵送による受付は行いません。

※持参当日の審査は行いません。

※審査後に受領書（A4サイズ1枚）を送付するため、必ず返信用封筒（切手含む）を申請時に提出してください。

3. 受付期間（期限厳守）

令和元年7月1日（月）から令和元年7月5日（金）まで

（午前9時～正午、午後1時～午後5時）

※上記期限外は受付しません。提出書類に不備があった場合も受付しません。書類不備の場合の再提出も上記期限外は受付しませんので、早めに提出して下さい。

4. 提出場所

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市役所 北館1階 生活安全部 契約検査課

TEL（直通）0744-21-1112

（代表）0744-22-4001

5. 申請可能工種数

別紙の工事種別一覧を参照し、申請して下さい。

●橿原市内に本店がある者・・・4工種以内

●それ以外の者・・・2工種以内

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、希望する工種に完成工事高がない工種は申請できません。

6. 提出部数

下記の提出書類を、番号順にA4版フラットファイル（ファイル色指定なし）で2穴に綴じて1部提出してください。なお、提出書類のうち（16）返信用封筒と（17）受領書は、審査後に受領印を押して返却しますので、ファイルに綴じないで別添として提出してください。

※工事・役務・物品のうち、複数申請される場合は、「工事中」、「役務用」といったように別ファイルに綴じて、それぞれ提出してください。

7. 提出書類

※書類作成後に記入誤りが判明した場合は、訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を記載してください（修正テープ不可）。

(1) 檀原市競争入札参加資格者名簿登録申請書（工事申請用）

檀原市工事様式①を使用してください。

(2) 希望工事種別登録申請書

檀原市工事様式②を使用してください。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※審査基準日が申請年月日の前年の1月1日以降の最新分を添付してください。

※審査基準日が申請年月日の前年1月1日以降の通知書が手元にない場合は、現在お持ちの通知書（審査基準日が申請年月日の前々年12月31日以前のもの）と、更新申請中である証となる書類を添付してください。

(4) 社会保険等の加入状況が確認できる書類

※下記「建設工事における社会保険等の加入確認の実施について」を確認し、文中の必要な書類を提出してください。

(5) 建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書（写し可）

※有効期限内の通知書（証明書）が手元にない場合は、現在お持ちの許可通知書（証明書）と、更新申請中である証となる書類を添付してください。

(6) 建設業退職金（特別）共済契約者証の写し、または建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し

※建退共に参加していない場合は、勤労者退職金共済機構にて加入してください。

※自社退職金制度等がある場合は、それらのコピーを添付してください。

(7) 経営事項審査申請書類のうち技術職員名簿と工事経歴書の写し

(8) 委任状（原本）

檀原市様式Aを使用してください。

※本店では登録せず、本店から委任を受けた営業所で登録する場合のみ添付してください。

(9) 営業所一覧表

檀原市工事様式③を使用してください。

※要件を満たしていれば別様式でも可。

※受任営業所を設置していない場合でも「営業所一覧」の添付は必要です。

(10) 納税証明書（写し可）

下記「必要な納税証明書について」を参照してください。

(1 1) 印鑑証明書 (写し可)

発行後 3 ヶ月以内 (発行日が平成 3 1 年 4 月 1 日以降) のもの。

(法人は法務局、個人事業者は住所地の市町村長が証明)

(1 2) 使用印鑑届 (原本)

榎原市様式 B を使用してください。

※会社印 (社判) での登録はできません。

(1 3) 履歴事項全部証明又は現在事項全部証明 (写し可)

発行後 3 ヶ月以内 (発行日が平成 3 1 年 4 月 1 日以降) のもの。

法人事業者の場合のみ添付してください (法務局が証明)。

(1 4) 誓約書 (暴力団等の排除に関する誓約書) (原本)

榎原市様式 C を使用してください。

(1 5) 会社の所在地のわかる地図と外観の写真

榎原市内に本店または受任営業所がある者のみ添付してください。

(1 6) 返信用封筒 (切手含む)

提出書類の審査後、(1 7) 受領書 (A 4 サイズ 1 枚) を返送するために使用します。提出当日の審査は行いませんので、必ず添付してください。

※ハガキ不可。

(1 7) 受領書 (工事申請用)

榎原市工事様式④を使用してください。

建設工事における社会保険等の加入確認の実施について

市発注の公共工事における「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」（以下「社会保険等」という。）の未加入対策として、建設工事における橿原市競争入札参加資格者名簿登録申請について平成29年度申請分より社会保険等の加入を要件としております。

社会保険等の加入状況は、橿原市入札参加資格者名簿登録申請書類のうち経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しによって確認いたします。

経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の全てが「有」又は「除外」であれば、橿原市競争入札参加資格者名簿登録申請における社会保険等の加入要件を満たしているものとみなし、橿原市競争入札参加資格者名簿登録申請を受付いたします。

なお、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の一つでも「無」がある場合において、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の発行後に、社会保険等に加入し保険料を納めている場合は、次の通知書等（写し）を提出してください。下記の通知書等（写し）により確認できた場合は加入業者とみなし、橿原市競争入札参加資格者名簿登録申請を受付いたします。

- (1) 「健康保険」・「厚生年金保険」の場合は、①か②のいずれかを提出
 - ① 「直近の標準報酬決定通知書」の写し
 - ② 「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し

- (2) 「雇用保険」の場合は、①か②のいずれかを提出
 - ① 「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
 - ② 「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し

必要な納税証明書について

檀原市役所 契約検査課

※証明書は原本の写しでも可。

※証明書は発行日が3ヶ月以内（平成31年4月1日以降）のものが有効。

1. 国税

(1) 提出する必要がある業者

全業者

(2) 提出する書類

●個人業者の場合（交付請求先は代表者の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）

●法人業者の場合（交付請求先は本社の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の3（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）

2. 檀原市税

(1) 提出する必要がある業者

①檀原市内に所在のある本店（地域区分「市内」）で登録する業者

②檀原市内に所在のある営業所（地域区分「準市内」）で登録する業者

(2) 提出する書類（交付請求先は檀原市役所 収税課）

①「完納証明書」

または

②「最新年度分の檀原市税（課税のある全ての税目）の納税証明書」

※①②が発行できない場合（例：法人業者で事業所を開設後まだ申告納付期限が到来していない等）は、「未納のない証明書」を提出してください。

※市内として登録する場合は本店分を、準市内として登録する場合は営業所分を提出してください。

※納期未到来額欄に金額記載があっても、未納税額欄が0円である場合は可。